

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会顕彰規程施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会顕彰規程（以下「顕彰規程」という。）第9条の規定に基づき、本会会長が行う顕彰に関する事項について定めるものとする。

(被表彰者の要件)

第2条 顕彰規程第2条に規定する本会会長が表彰する者は、次の要件のうちの一に該当する者とする。

(1) 民生委員・児童委員

在職期間が12年以上で、功績顕著な者。

(2) 社会福祉協議会・社会福祉施設・社会福祉団体の役員

在職期間が10年以上で、功績顕著な者。

(3) 社会福祉協議会・社会福祉施設・社会福祉団体の職員

在職期間が15年以上で、功績顕著な者。

(4) 自立更生者

職務に5年以上従事し、功績顕著な者。ただし、他の模範と認められる者であること。

(5) 里親

里親登録中で、児童の受託期間が5年以上であること。

(6) ボランティア

ボランティア活動期間が5年以上である個人又は、団体であること。ただし、活動期間については、特に功績顕著と認められる場合は、このかぎりではない。

(7) 心配ごと相談員

在職期間が7年以上で、功績顕著な者。

(8) コーディネーター

在職期間が7年以上で、功績顕著な者。ただし、常勤の団体職員を除く。

(9) ホームヘルパー

在職期間が15年以上で、功績顕著な者。

(10) 社会福祉協議会、社会福祉施設及び社会福祉団体

先駆的な社会福祉活動を実践し、他の模範と認められること。

(被感謝者の要件)

第3条 顕彰規程第3条に規定する本会会長が感謝の意を表する者は、次の要件のうちの一に該当する者とする。

(1) 県内の社会福祉団体（共同募金会を除く。）又は、県内の社会福祉施設に総額

100万円以上を寄付した者。又は、継続して寄付した金額が総額100万円以上の者。ただし、期間は概ね5年とする。

(2) 県内の社会福祉団体（共同募金会を除く。）又は、県内の社会福祉施設に総額

100万円以上の物品を寄贈した者。又は、継続して寄贈した物品の金額が総額100万円以上の寄贈者。ただし、期間は概ね5年とする。

(3) 前各号の他、特に功績顕著と認められる者。

(年齢、在職期間・感謝基準等の算定)

第4条 被表彰者の年齢、在職等の期間及び、感謝基準の算定は、次のとおりとする。

(1) 推薦年度の4月1日をもって算定する。ただし、民生委員・児童委員については、推薦年度の11月30日をもって算定する。

(2) 在職等の期間が中断されている場合は、その期間を通算しない。

(推薦書の様式)

第5条 顕彰規程第6条に規定する推薦は、別紙様式による。

附 則

この施行細則は、昭和62年5月25日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成7年7月25日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成15年6月5日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この施行細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和3年5月13日から施行する。